

記事提供：日本年金機構 年金事務所
全国健康保険協会 茨城支部
発行：一般財団法人 茨城県社会保険協会
水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F
TEL.029-226-8005

社会保険 いばらき

2

健康保険・厚生年金保険の加入漏れはありませんか

2016 February
NO.451

- 年金と税金
- 退職後の国民年金・健康保険加入のご案内
- 社会保険料の納付には口座振替をご利用ください



「春の梅林」(撮影・水戸市)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

健康保険・厚生年金保険の 加入もれはありませんか

常時5人以上の従業員を使用する個人事業所や、5人未満であっても法人の事業所は、健康保険・厚生年金保険の適用事業所となります。
適用事業所で働く従業員は、国籍・年齢・給料の多寡・年金受給の有無などに関係なく、健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。

加入できる年齢は

適用事業所に使用されていても、70歳に達した人は厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、健康保険のみの被保険者となります。
健康保険は75歳になるとその資格を喪失し、後期高齢者医療の被保険者となります。



パートタイマーの従業員は

1日または1週間の労働時間が、その事業所で同じような仕事をしている一般従業員の所定労働時間および所定労働日数の概ね4分の3以上あれば、被保険者となります。

労働者派遣会社からの従業員は

派遣された先で就労しますが、派遣元が労働者派遣契約に基づき労働者を派遣し、報酬を支払っていることから、雇用関係は派遣元と労働者との間に存在することになります。
そのため、派遣労働者の被保険者資格があれば、加入手続きは派遣元の事業主が行うこととなります。



外国人の従業員は

適用事業所で適法に常時使用されている外国人も、国籍を問わず健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。

詳しくは、お近くの年金事務所にお問い合わせください

年金と税金

年金収入は雑所得

国民年金厚生年金などの老齢および退職を支給事由とする年金は所得税法により雑所得となり、支払年金額が五万円以上（六十五歳未満の人は一〇八万円以上）の場合は所得税がかかります。

所得税には各種の控除があり該当する方は「扶養親族等申告書」を提出し控除を受けることになります。各種控除は次のとおりです。

- ① 公的年金等控除および基礎控除相当
- ② 配偶者控除相当
- ③ 扶養控除
- ④ 障害者控除
- ⑤ 寡婦控除または寡夫控除

復興特別所得税

平成二十五年一月一日から平成四十九年十二月三十一日までの間に生じる所得について、源泉所得税を徴収する際、併せて一・一%相当額の復興特別所得税が源泉徴収されます。

確定申告が必要な方は

公的年金等の収入金額が四〇〇万円以下で、かつ、公的年金等にかかる雑所

得以外の所得金額が二〇万円以下の場合などは、確定申告書の提出が不要となりますが、次のような方は確定申告が必要となります。

- ① 扶養親族等申告書を提出しなかったり、提出した後に扶養親族等の人数に変更がある方
- ② 年金以外に収入（給与等）がある方
- ③ 他の公的年金の支払いを受けている方
- ④ 生命保険料控除、社会保険料控除、医療費控除などを受けようとする方

確定申告の提出は

確定申告は二月十六日から三月十五日までの間に、住所地を所管する税務署等で行います。必要なものは次のとおりです。

- ① 源泉徴収票（日本年金機構から交付されたもの）

※前記以外の年金収入や給与収入がある人は、それらの源泉徴収票も必要です。

- ② 生命保険料控除や医療費控除を受けようとする場合は、その証明書や領収書
- ③ 確定申告の用紙（税務署におたずねください）
- ④ 印鑑

※詳しいことは税務署におたずねください。

源泉徴収票

Q 源泉徴収票はどのようなときに使うのですか？

A 源泉徴収票は、老齢の年金を受けている方に、昨年中に支払った年金の総額や年金から差し引いた所得税などをお知らせするものです。税金の確定申告や還付請求をするときには、この源泉徴収票を税務署に提出することになります。

Q 二月になっても源泉徴収票が届かないときは？ 源泉徴収票を紛失した、又は確定申告で使った後、再び必要になったときは？

A 老齢の年金を受けている方には、今年一月十四日に日本年金機構から源泉徴収票をお送りしています。

源泉徴収票の再交付を希望される場合は、**ねんきんダイヤル（0570-051165）**にお電話をいただければ、**基礎年金番号、受給権者の氏名・生年月日・住所と、電話をおかけになった方の氏名・受給権者との続柄・電話番号**を確認させていただいたうえで、源泉徴収票を再交付し、日本年金機構に登録されているご本人の住所宛てにお送りいたします。



Q お電話をいただいてから源泉徴収票を送付するまで、通常二週間程度かかります。お急ぎの場合は、お近くの年金事務所又は街角の年金相談センターに來訪いただきますようお願いいたします。

ご本人が來訪される場合は、年金証書等をご持参ください。

その他の方が來訪される場合には、交付申請される方の基礎年金番号が確認できる書類（年金証書など）のほかに、委任状、依頼された方の本人確認ができるもの（運転免許証など）をご持参ください。

その他に窓口交付を行う場合は、**交付物の搾取を防止するため、顔写真により本人または代理人（受任者）と確認ができるものの提示**をお願いいたします。

なお、障害年金、遺族年金については課税の対象となっていないため、源泉徴収票の発行は行いません。



◆詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

● 日本年金機構からのお知らせ

厚生年金保険等に加入していた20歳以上60歳未満の方が

■ 退職したときは、国民年金第1号被保険者への切替手続きが必要です。

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満の方が加入することになっています。厚生年金保険等に加入している方も、第2号被保険者として国民年金に加入しています。

厚生年金保険等に加入していた20歳以上60歳未満の方が退職した時は、国民年金第1号被保険者への切替手続きが必要です。また、退職した方に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者も第3号被保険者から第1号被保険者になりますので、届出が必要となります。

★切替手続きは…

住民票を登録している市町村役場の国民年金担当窓口で行います。手続きの際には、年金手帳をお持ちください。

【注意】 健康保険の任意継続被保険者になった方も国民年金第1号被保険者への切替手続きが必要です。

★第1号被保険者になると…

〈国民年金の保険料〉

月額 15,590円 (平成27年度)

〈保険料の納付方法〉

ご自身で、次のいずれかの方法で納めることとなります。

- 金融機関からの口座振替
- クレジットカード納付
※クレジットカードを直接提示して納付していただく方法ではありません。
- インターネットバンキング
- 納付書で、金融機関の窓口やコンビニエンスストアから

※退職（失業）により国民年金保険料の納付が困難な場合は、免除制度がありますので、住民票を登録している市町村役場の国民年金担当窓口または、お近くの年金事務所へご相談ください。



なお、65歳以上の被保険者で、老齢・退職を支給事由とする年金の受給資格を有する方は第2号被保険者とはなりません。

国民年金の**第3号被保険者の方の配偶者である厚生年金保険等に加入している方が、65歳に達したときは**、第3号被保険者は国民年金の第1号被保険者への切替手続きが必要となります。

ただし、在職中の配偶者の方が老齢または退職を支給事由とする年金の受給資格を有していないときは、引き続き受給資格を有するまでの間は国民年金の第3号被保険者となりますので、切替手続きの必要はありません。

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

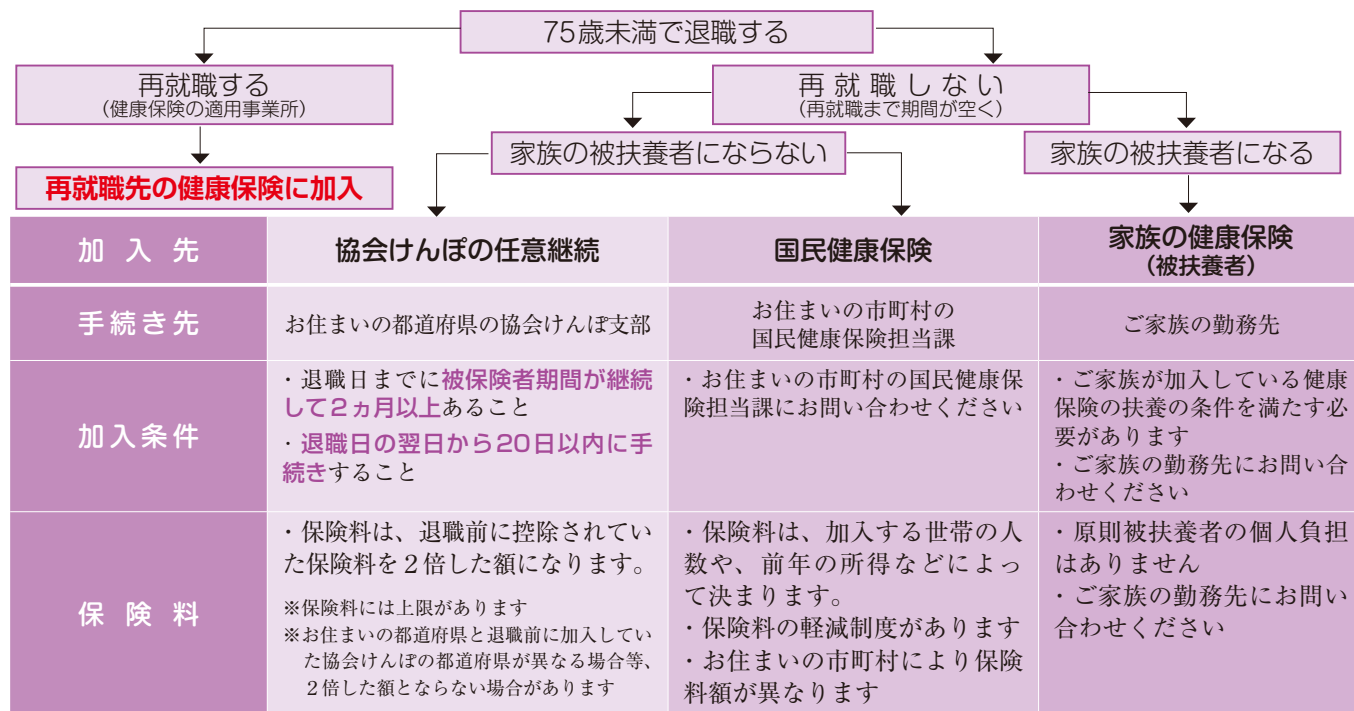
～退職される皆さまにコピーしてお渡し下さい～

退職後の健康保険加入のご案内

退職後の健康保険には「協会けんぽの任意継続」「国民健康保険」「ご家族の健康保険（被扶養者）」などの選択肢があり、いずれかの加入手続きが必要となります。毎月納める保険料などを比較のうえ、選択された健康保険にお手続きください。

※75歳以上の方（65～74歳で、後期高齢者医療広域連合から障害認定を受けた方を含む）は、後期高齢者医療制度に加入しているため、手続きの必要はありません。

退職後はどの健康保険に加入しますか？



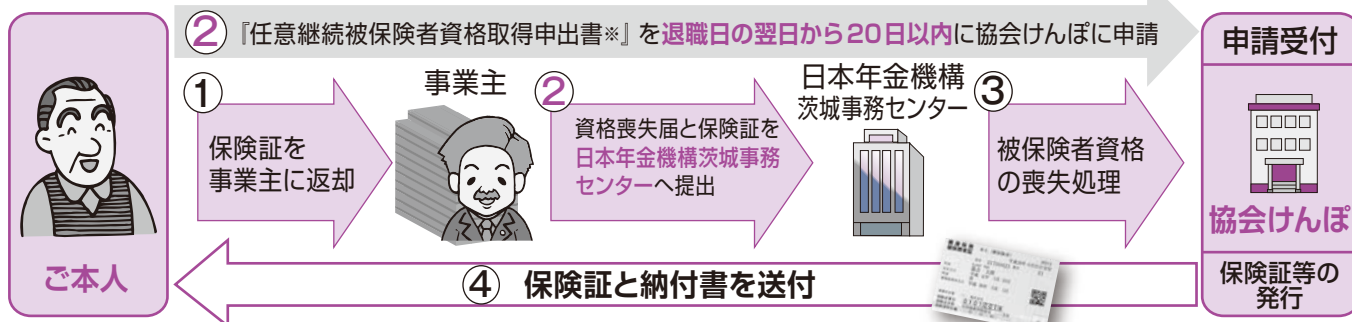
ご注意ください！

協会けんぽの任意継続被保険者になると、最長2年間加入することになります。途中で「国民健康保険に加入する」「家族の健康保険の扶養になる」という理由で任意継続をやめることはできません。

ただし、被保険者が次のいずれかの事由に該当するときは任意継続被保険者の資格を喪失します。

- 被保険者が就職して他の健康保険の被保険者資格を取得したとき
- 被保険者が後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得したとき
- 保険料を納付期限までに納付しなかったとき
- 被保険者が亡くなったとき

任意継続の申請から保険証発送までの流れ



※「任意継続被保険者資格取得申出書」は協会けんぽホームページからダウンロードできます。

協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、各保険者（健康保険組合等）にお問い合わせください。

お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

☎029-303-1582（業務グループ）

社会保険料の納付には口座振替をご利用ください

● 毎月、金融機関等に出向く必要がないので便利です。

- ▶ 口座振替を開始した後は、毎月の手続きが不要です。
- ▶ 口座振替手数料のご負担もありません。

● 全国の金融機関がご利用できます。

- ▶ 銀行、信用金庫、労働金庫、農協等の口座から振替できます。
※ただし、ゆうちょ銀行やインターネット専業銀行等、一部お取扱いできない金融機関があります。

● 毎月末日に、前月分の保険料をご指定の口座から引き落としします。

- ▶ 末日が土日・祝日等金融機関の休業日の場合は、翌営業日に引き落としします。

● 今月の振替予定額と、前月の振替済み金額をお知らせします。

- ▶ 毎月20日頃に、当月末日に引き落としする金額及び前月末日に引き落としした金額を記載したお知らせ（保険料納入告知額・領収済額通知書）を郵送します。
- ▶ 振替当日の残高が不足していた等の事情で口座振替ができなかった場合は、後日、納付書を郵送しますので、金融機関等の窓口で納付していただくことになります。

お手続きは簡単です！

口座振替をご希望される場合は、「健康保険厚生年金保険 保険料口座振替納付（変更）申出書」に必要事項を記入・押印のうえ、口座振替に利用する金融機関の確認印を受けた後、年金事務所の窓口にご提出ください。

口座振替開始月や不明な点等がございましたら、お近くの年金事務所へご相談ください。

「賞与支払届」の提出はお済みですか

被保険者に賞与を支払った場合は、支払った日から5日以内に「賞与支払届」の提出が必要です。また、提出がお済みでない場合は、至急「賞与支払届」に「賞与支払届総括表」を添付してご提出ください。

また、**事前登録された賞与支払予定月に賞与の支払いがない場合でも、「賞与支払届総括表」のみ提出が必要**になりますので忘れずにご提出ください。

（④支給・不支給の欄の「不支給 1」に○を付けてご提出ください）

詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

年金 賞与支払届

検索